

事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

I. 事故概要

発生日時：令和7年9月29日(月)9時35分頃

作業内容：消波ブロック製作

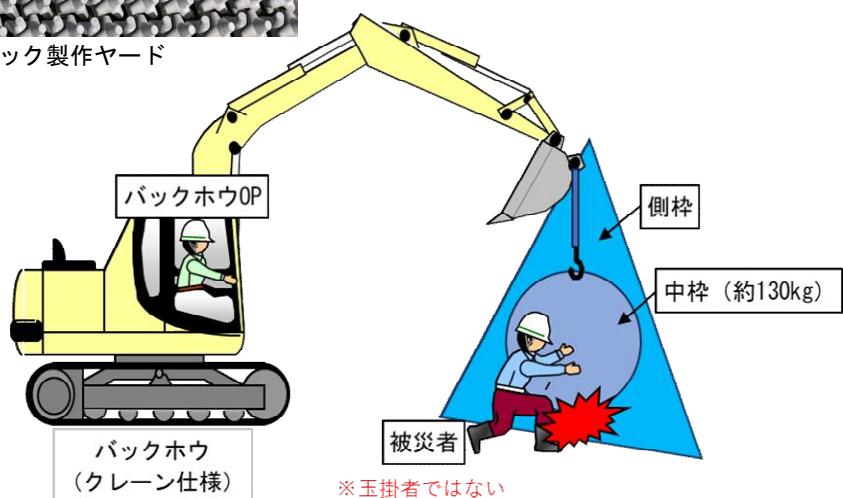
被災状況：右第2.3.4趾中足骨骨折、左下腿挫創

II. 事故発生状況

消波ブロック製作ヤードにて型枠組立作業中に、中枠を側枠へ設置しようとして被災者がバックホウで吊っていた中枠を正面から手で押したところ、中枠の吊ピースが吊りフックから外れ、側枠に沿って滑り落ち、被災者の足に当たり被災した。



消波ブロック製作ヤード



被災時状況図

III. 事故発生の原因

- 1) 作業計画では、6名1班で作業を行うこととしていたが、被災時は一時的に2班（作業指揮者を含めた4名が他の型枠のボルト締め、2名が当該型枠の組立て）となっていた。【作業手順の不備】
- 2) 玉掛け作業資格を有する者がバックホウの運転を行い、吊り荷の状態を間近で確認出来ない状況で、他の作業員が吊り荷に触れる事態を招いた。【安全管理の不備】
- 3) 吊込み作業時の手順確認が不十分で、担当外作業員が介入できる状況を生んだ【作業手順の不備】
- 4) 使用していた吊り具（吊りフック）の外れ止めが破損していたにもかかわらず、使用前点検を怠っていた。【機械・設備・工具の不備】
- 5) 作業開始前のKY活動で役割分担や危険箇所の確認が徹底されていなかった。【危険に対する認識不足】

IV. 再発防止対策

- 1) 作業計画上的人数が揃っていない場合、その作業を行わない。また、元請職員及び作業指揮者は所定人員が配置されているかを作業開始時に確認事項とすることを徹底する。【作業手順の改善】
- 2) 玉掛けの資格を有する者は、クレーン作業の状況を間近で確認出来るよう、バックホウの運転と兼任しないよう教育を徹底する。【安全管理の徹底】
- 3) 担当以外の作業を実施する事態が発生した場合、元請職員は現地にて関係者集合のもと、作業手順を再確認し、役割分担を明確にした後にKY活動を実施する。【作業手順の改善】
- 4) 元請職員は全ての始業開始前点検において、協力会社から提出される点検簿の確認を行うこととする。また、元請職員による現場巡回項目に”用具・工具の点検”を入れる。【機械・設備・工具の点検を徹底】
- 5) 作業手順に変更が有った際の変更の周知は常時行うが、定期的な確認として、月1回の安全教育において”手順書の再確認”を安全教育項目の1つに必ず入れる。また、KY活動において、役割分担及び危険箇所の確認を行い、全ての人員が理解したことを作業指揮者が確認し、元請職員へKY活動後に報告することを徹底する。【安全管理の徹底】